7	青少年・治安対策本部	治安対策の推進
事業概要	犯罪の凶悪化や外国人組織犯罪の増加等に伴う都民の体感治安の低下を回復するため、平成１５年８月、副知事を本部長とする「東京都緊急治安対策本部」を設置し、「外国人組織犯罪対策」「少年問題対策」（平成１６年８月からは「青少年育成総合対策推進本部」において取組を開始）「安全・安心まちづくりの推進」を緊急治安対策の柱とし、総合的な治安対策を行ってきた。 平成１７年８月、青少年に係る総合対策と治安対策を推進する新組織「青少年・治安対策本部」の治安対策課において、治安対策の取組を推進している。	
これまでの経過	１　不法滞在外国人対策 ・「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」の発表（平成１５年１０月） 不法滞在者問題の解決に向けて、法務省入国管理局、東京入国管理局及び警視庁が共同して具体的な取組を開始した。 ・ 警視庁、東京入国管理局への都職員の派遣（平成１６年４月～平成１８年３月） ・ 都と法務省との間で、相互に職員を派遣（平成１８年４月～） ・ 不法滞在者の大半が就労目的での滞在であることから、外国人の不法就労防止のための事業者向け講習会を実施。（平成１８年４月～） ・ 不法就労防止についての理解を深めてもらうため、外国人を雇用する際のポイントを解説した、事業者向けビデオ及びマニュアルを作成。（ビデオ：平成１９年１０月、マニュアル：平成１９年１１月） ２　振り込め詐欺抑止対策 悪質巧妙な手口を使って、中高齢者等に金銭を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害が後を絶たないため、その抑止対策に重点的に取り組んでいる。 (1)　防犯講話の実施 被害者層である高齢者に注意喚起をするとともに高齢者に接する機会の多い地域包括支援センター相談員や民生児童委員の方々から直接高齢者に注意喚起するために、平成20年度から、被害が多発する地域を中心に、防犯講話を実施し、振り込め詐欺の手口を伝え、被害防止に努めている。 (2)振り込め詐欺防止の注意喚起 ア　各局と連携した取組 「広報東京都」、「東京くらしねっと」等の都広報紙のほか、水道の検針票、納税通知書の封筒や通知文内への注意喚起文の掲載など、様々な印刷物を最大限活用し、都民に対し幅広く注意喚起を呼びかけている。 イ　関係機関等と連携した取組 社団法人東京バス協会と連携して、シルバーパスの更新手続き時に窓口に訪れた高齢者に対して注意喚起チラシを配布することや雑誌等マスメディアと連携して、記事・広告掲載などを実施している。 ウ　振り込め詐欺抑止用ポスター・リーフレット等の作成、配布 人気スポーツ選手の協力を得、若年世代を対象とした啓発用ポスターやチラシを作成し、被害者層から見れば孫や子にあたる世代に対して、振り込め詐欺の現状と対策の周知を進め、社会全体に振り込め詐欺抑止気運を高めている。	

これまでの経過	また、医療費を口実とした還付金詐欺が多発している現状に着目し、平成20年度から、ＡＴＭ（自動現金預払機）で医療費を還付することはない旨を注意喚起するポスターを作成して、医療関係団体の協力により都内の病院、診療所、歯科医療機関、薬局・接骨院等計約25,000箇所に集中的に掲出している。 振り込め詐欺被害防止に向け、犯人が実際に使った手口の再現や被害に遭わないための対処法を収録したＣＤ付きのリーフレット「振り込め詐欺撃退　虎の巻」を作成し、平成18年６月下旬から、介護事業者や都内各警察署、各区市町村等に対して配布した。 さらに、平成20年度においては、多発する最新の犯行手口を分析し、声優により再現した音声ＣＤを作成し、防犯講話等で活用する。 (3)　金融機関等との連携による被害防止対策の実施 振り込め詐欺抑止に向けた実効性のある対策を打ち出すため、平成17年度に都、警視庁及び金融機関等による「振り込め詐欺抑止総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、３回の会議開催により検討を行った。 対策会議での検討の結果、懸案であったＡＴＭ対策については、１日当たりの引き出し限度額の引き下げを検討、要請していくことで合意した。平成18年９月段階で、みずほ銀行、三井住友銀行、日本郵政公社、三菱東京ＵＦＪ銀行等が１日当たりのＡＴＭ引き出し限度額を50万円に引き下げた。 対策会議以降も警察庁や警視庁と連携し、全国銀行協会等金融機関へ振り込め詐欺防止対策について協議・調整を行い、官民緊急対策会議の開催などの場を通じて具体的な対策の実施について働きかけを行っている。 (4)　振り込め詐欺抑止イベントの開催 振り込め詐欺被害の現状と対策を分かりやすく知ってもらうためのイベントを開催した。 ・振り込め詐欺抑止シンポジウム（平成１８年３月） ・振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン（平成１８年９月） ・多摩地区　振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン（平成１９年３月） ・振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン（平成１９年９月） ・振り込め詐欺撃退キャンペーン（平成２０年６月） ３　その他 (1)　駅構内、電車内等における安全・安心対策 ア　駅構内・電車内等公共空間における反社会的行為等の防止に関する協議会の開催 電車内等における痴漢・盗撮行為の多発は、鉄道利用者の安全と快適を著しく害することから、都内の大手鉄道事業者等を委員とする標記協議会において検討を行い、平成１７年４月に「駅構内・電車内における痴漢・盗撮行為の撲滅に向けた共同宣言」を発表した。 イ　痴漢・盗撮撲滅キャンペーン（平成１７年５月） 主な取組 ・民間鉄道事業者及び都営地下鉄における女性専用車両の運行開始 ・制服警察官、駅員等による警戒活動の強化 ウ　痴漢・盗撮　迷惑行為撲滅キャンペーン 主な取組 ・駅構内等における注意喚起ポスターの掲出 ・車内放送等による注意喚起

これまでの経過	(2)　落書き消去キャンペーン 　地域の防犯意識を高めることを目的として、地元区、警察署、地域住民等と共同で落書き消去活動を実施した。１８年度からは、落書き消去後の壁面に絵を描き、まちの美化にも努めている。また、落書きの消去方法等を記載した「落書き消去マニュアル」を作成、配布した。 落書き消去キャンペーン実施地区 ・池袋（平成１６年１１月）（再掲） ・町田（平成１７年９月） ・青山（平成１７年１０月） ・戸山（平成１８年５月） ・原宿（平成１８年５月） ・天沼橋上（杉並区）（平成１８年１１月） ・東久留米（平成１９年３月） ・渋谷（平成２０年５月～１０月） ・板橋（平成１９年１１月） 　落書き消去活動は、地元区市、警察署、地域住民等が一体となって推進した結果、徐々に都内各地域に広がりを見せている。 都では、このような機運をさらに盛り上げるため、繁華街における落書き対策連絡会議を平成１９年６月に開催し、治安対策と落書き消去活動について認識の共有を図っている。今後ともこうした連絡会議を関係地域において開催し、落書き消去活動の全都的展開を目指していく。 　また、平成２０年度より、専門的な知識や経験をもつ技能者へ、落書きの状況や壁面の特性に適した消去方法等に係る実地指導を業務委託し、区市町村の自主的な取組をサポートしている。 （平成20年度実施箇所） 足立地区（4月）、新宿地区（5月）、池袋地区（7月）、練馬地区（7月）、目黒地区（8月）
今後の見通し	１　外国人不法就労対策 　外国人不法就労防止のための啓発講習を引き続き実施する。（平成２０年度） ２　振り込め詐欺抑止対策（高齢者被害対策） 　振り込め詐欺被害を抑止するため、注意喚起、啓発活動等の対策を引き続き実施していく。（平成２０年度） ３　落書き消去啓発事業 　落書き消去活動を普及させ、地域の防犯力を高めていくため、区市、地域住民等による自発的な消去活動を行うための支援事業を実施する。（平成２０年度）

問い合わせ先	青少年・治安対策本部 総合対策部 治安対策課	電話	03-5388-2279